

不利益処分の処分基準

処 分 名		被保険者証の返還命令		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 3 ・ 4 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	国民健康保険被保険者資格証明書及び国民健康保険被保険者証(有効期限が短期のもの)交付要綱(平成 9 年告示第 8 号)		
	基 準	要綱第 3 条及び第 3 条の 2 に定めるところによる。 第 3 条 災害その他の政令第 1 条の 2 で定める特別の事情がなく、保険料の納期限から 1 年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、被保険者証の返還を求めるものとする。 (1) 納付相談・指導に一向に応じようとししない者 (2) 所得、資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者 (3) 納付相談・指導において取り決めた保険料の納付方法を、誠意をもって履行しようとししない者 (4) 滞納処分を行おうとすると、意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れようとする者 2 保険料を滞納している世帯主が、政令第 1 条の 2 で定める特別の事情を有するか否かの調査は、当該世帯主に対して省令第 5 条の 8 第 1 項に規定する届書の提出を求めることにより行うほか、納付相談・指導を通じて事実の確認に努めるものとする。 第 3 条の 2 前条第 1 項の規定により被保険者証の返還を求める場合には、行政手続法第 30 条の規定により、相当の期間を定めて弁明の機会を付与し、弁明書の提出を求めるものとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			